

鴨川市第 2 次総合計画及び第 2 期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1 概 況

(1) 鴨川市第 2 次総合計画の概要

① 第 2 次鴨川市基本構想 (平成 27 年 12 月策定)

本市が総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めていくに当たっての、最も基本的な指針として定めたもの。

- | | | |
|---|--------|--|
| ア | 構想の期間 | : 平成 28 年度～令和 7 年度 |
| イ | 将来都市像 | : 活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～ |
| ウ | 基本理念 | |
| | 基本理念 1 | : 「交流」のまちづくり |
| | 基本理念 2 | : 「元気」のまちづくり |
| | 基本理念 3 | : 「環境」のまちづくり |
| | 基本理念 4 | : 「協働」のまちづくり |
| | 基本理念 5 | : 「安心」のまちづくり |
| エ | 施策の大綱 | |
| | 基本方針 1 | : 快適で暮らしやすい交流拠点のまち |
| | 基本方針 2 | : 環境と調和した安心・安全のまち |
| | 基本方針 3 | : 活気あふれ人が集う産業のまち |
| | 基本方針 4 | : とともに学び未来を育む教育文化のまち |
| | 基本方針 5 | : 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち |
| | 基本方針 6 | : みんなが主役となる協働・自立のまち |

② 鴨川市第 4 次 5 か年計画 (令和 3 年 3 月策定)

第 2 次基本構想に示す将来都市像やまちづくりの目標を具現化するため、基本構想の後半 5 年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業等を示したもの。

- | | | |
|---|--------|--------------------|
| ア | 計画期間 | : 令和 3 年度～令和 7 年度 |
| イ | 施策体系 | |
| | 基本方針 1 | : 快適で暮らしやすい交流拠点のまち |
| | | 1-1 市街地の整備 |
| | | 1-2 居住環境の充実 |
| | | 1-3 道路網の整備 |
| | | 1-4 公共交通網の充実 |
| | | 1-5 上下水道の整備 |

- 基本方針 2 : 環境と調和した安心・安全のまち
 - 2-1 環境施策の推進
 - 2-2 公園・緑地の整備
 - 2-3 環境衛生対策の充実
 - 2-4 消防・防災対策の充実
 - 2-5 交通安全・防犯対策の充実
 - 2-6 消費者対策の充実
- 基本方針 3 : 活気あふれ人が集う産業のまち
 - 3-1 農林業の振興
 - 3-2 水産業の振興
 - 3-3 商工業の振興
 - 3-4 観光・リゾートの振興
 - 3-5 医療・福祉産業の振興
 - 3-6 雇用対策の推進
- 基本方針 4 : とともに学び未来を育む教育文化のまち
 - 4-1 学校教育の充実
 - 4-2 生涯学習の充実
 - 4-3 青少年の健全育成
 - 4-4 文化の振興
 - 4-5 スポーツの振興
 - 4-6 国際交流・地域間交流の推進
- 基本方針 5 : 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち
 - 5-1 保健・医療の充実
 - 5-2 地域福祉の充実
 - 5-3 子育て支援の充実
 - 5-4 高齢者施策の充実
 - 5-5 障害者施策の充実
 - 5-6 社会保障の充実
- 基本方針 6 : みんなが主役となる協働・自立のまち
 - 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進
 - 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進
 - 6-3 男女共同参画社会の形成
 - 6-4 効率的な自治体経営の推進

③ 鴨川市第4次5か年計画に係る実施計画（令和3年3月策定）

5か年計画に位置付けられた事業等のうち、この計画の期間内に実施を予定するものについて、その事業内容、計画事業費及び活動指標等を掲載したものを。

(2) 第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の概要

① 鴨川市人口ビジョン（平成28年1月策定、令和3年3月改訂）

本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるに当たり、人口等の現状を分析し、人口等に関する市民の認識を共通化するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

ア	将来展望の期間	：	令和27（2045）年
イ	展望に当たっての視点		
	合計特殊出生率	：	2020（令和2）年 1.50、2030（令和12）年 2.10 達成
	移住・定住	：	約2,500人増
ウ	将来展望	：	約30,000人の人口を維持

② 第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月策定）

人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるもの。

ア	計画期間	：	令和3年度～令和7年度
イ	目指すべき将来の方向及び基本目標		
	(ア) しごとづくり	～	鴨川市での安定した雇用を創出する
		○	雇用創出数（累計）：300人
		○	人口に占める就業者の割合（15歳以上）：5%増
		○	市内企業の付加価値額：994百万円増
	(イ) ひとの流れ	～	鴨川市への大きな人の流れを創る
		○	転入者数：300人累増
		○	転出者数：200人累減
		○	観光入込客数（総合戦略分）：170千人増
	(ウ) 結婚・出産・子育て	～	次代を担う健やかな子どもたちを育む
		○	合計特殊出生率：1.80
		○	結婚希望実績指標：80%
		○	満足度
		・	保育サービス、施設：50%
		・	子育て支援施策：30%
		・	若年世代（10～40代）の定住意向：80%
	(エ) 地域づくり	～	持続可能な地域社会を構築する
		○	平均寿命：延伸
		○	健康寿命：延伸
		○	満足度
		・	地区コミュニティ施設や地域活動：40%

③ 鴨川市第4次5か年計画に係る実施計画（令和3年3月策定）（再掲）

総合戦略に位置付けられた事業等のうち、この計画の期間内に実施を予定するものについて、その事業内容、計画事業費及び活動指標等を掲載したもの。

(3) 総合計画と総合戦略の関係

本市を含む全ての都道府県・市区町村は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定に努めることとされています。

総合戦略は、人口減少の克服や仕事づくりを目的としたものであり、市のあらゆる分野に及ぶ総合計画等とは、目的や含まれる政策の範囲等は、必ずしも一致するものではありませんが、これらの事項は、市全体として取り組むべき重要なテーマであり、総合戦略が総合計画に位置付けられることは、施策の一体的な推進を図る観点からも、必要不可欠なものであるため、第2期鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、第4次5か年計画とは別の独立した戦略としては策定せず、その一部として位置付け、一体的に策定しました。

【総合計画と地方版総合戦略の関係（イメージ）】

